

朝日地区まちづくり協議会連絡会議要領

(目的)

第1条 本会議は、朝日地区内で活動するまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）の連絡を密にすることにより相互理解の醸成と各協議会の更なる活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会議は、朝日地区まちづくり協議会連絡会議と称する。

(事務所)

第3条 本会議の事務所は、新潟県村上市岩沢5611番地 村上市朝日支所に置く

(事業)

第4条 本会議は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) まちづくり協議会相互の情報交換となる事業
- (2) まちづくり協議会の連携事業実施のための連絡調整
- (3) その他、まちづくり協議会の活性化のための事業

(構成員)

第5条 本会議は各まちづくり協議会会長をもって構成する。

(役員)

第6条 本会議は代表として議長1名を選出し、議長は構成員の互選により選出する。

(事務局)

第7条 本会議の事務局は、村上市朝日支所地域振興課自治振興室職員が務める。

附 則

本要領は、平成27年8月28日より実施する。